

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 28 年 5 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 統計調査の承認等の状況（総括表）	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	2
届出統計調査の受理	3
2 基幹統計調査の承認	5
経済産業省生産動態統計調査（経済産業省）	5
国民生活基礎調査（厚生労働省）	7
工業統計調査（経済産業省）	12
3 一般統計調査の承認	15
産業廃棄物等からの水銀回収等に関する調査（環境省）	15
児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）	16
大学・短期大学・高等専門学校におけるインターンシップ実施状況等調査 （文部科学省）	22
介護事業実態調査（厚生労働省）	23
4 届出統計調査の受理	26
（1）新規	26
県内企業海外展開状況調査（鳥取県）	26
環境に関する県民等意識調査（岡山県）	27
県民健康意識行動調査（大分県）	28
全国企業短期経済観測調査における予備調査（日本銀行）	29
学校保健体育に関する児童生徒の意識調査～高校生の意識～（神奈川県）	30
神奈川県産業廃棄物実態調査（神奈川県）	31
宮城県内企業のBCP策定への取組に関する実態調査（宮城県）	32
中小企業におけるサイバーセキュリティ対策実態調査（東京都）	33
都民の安全安心に関する意識調査（東京都）	34
（2）変更	35
埼玉県サービス業県外売上額調査（埼玉県）	35
職種別民間給与実態調査付帯調査（山口県）	36
給与、勤務条件等に関する調査（広島市）	37
県民歯科保健実態調査（神奈川県）	38

静岡市健康に関する意識・生活アンケート調査（静岡市）	41
京都府民の意識調査（京都府）	43
群馬県観光客数・消費額調査（群馬県）	44
広島県職場環境実態調査（広島県）	45
歯科疾患実態調査（新潟県）	47
労働条件実態調査（滋賀県）	49
労働条件等実態調査（和歌山県）	51

〔利用上の注意〕

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）中で「指定統計」とは、改正前の統計法（昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。）第2条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法（平成19年法律第53号。以下「新統計法」という。）により廃止された統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第8条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階（平成21年4月1日）で引き続き作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。

基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
経済産業省 生産動態統計調査	経済産業大臣	平成 29 年 1 月からの調査の実施に当たり、以下について変更 「経済産業省生産動態統計調査における統一基準」に基づく調査品目等の追加・削除 実質的な内容変更を伴わない集計事項に係る表現振りの変更	H28.5.24
国民生活基礎調査	厚生労働大臣	平成 28 年の大規模調査の実施に当たり、平成 28 年熊本地震による災害への対応として、調査対象の地域的範囲及び報告者数を変更	H28.5.31
工業統計調査	経済産業大臣	前回答申（平成 28 年 1 月 21 日・諮問第 83 号の答申）の指摘を踏まえ、従業者数の把握区分について、経済センサス活動調査に準じた形に変更 東日本大震災後における実査可能地域の拡大を踏まえた調査除外地域の縮小 実質的な内容変更を伴わない調査要綱及び調査票様式における表現振りの変更	H28.5.31

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H28.5.10	産業廃棄物等からの水銀回収等に関する調査	環 境 大 臣
H28.5.11	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	文 部 科 学 大 臣
H28.5.11	大学・短期大学・高等専門学校におけるインターンシップ実施状況等調査	文 部 科 学 大 臣
H28.5.23	介護事業実態調査	厚 生 労 働 大 臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H28.5.6	県内企業海外展開状況調査	鳥 取 県 知 事
H28.5.9	環境に関する県民等意識調査	岡 山 県 知 事
H28.5.9	県民健康意識行動調査	大 分 県 知 事
H28.5.18	全国企業短期経済観測調査における予備調査	日 本 銀 行 総 裁
H28.5.19	学校保健体育に関する児童生徒の意識調査～高校生の意識～	神奈川県教育委員会委員長
H28.5.19	神奈川県産業廃棄物実態調査	神 奈 川 県 知 事
H28.5.23	宮城県内企業のBCP策定への取組に関する実態調査	宮 城 県 知 事
H28.5.27	中小企業におけるサイバーセキュリティ対策実態調査	東 京 都 知 事
H28.5.31	都民の安全安心に関する意識調査	東 京 都 知 事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(新規)について掲載したものである。

(2) 変 更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H28.5.6	埼玉県サービス業県外売上額調査	埼玉県知事
H28.5.6	職種別民間給与実態調査付帯調査	山口県人事委員会委員長
H28.5.6	給与、勤務条件等に関する調査	広島市人事委員会委員長
H28.5.12	県民歯科保健実態調査	神奈川県知事
H28.5.17	静岡市健康に関する意識・生活アンケート調査	静岡市長
H28.5.23	京都府民の意識調査	京都府知事
H28.5.25	群馬県観光客数・消費額調査	群馬県知事
H28.5.25	広島県職場環境実態調査	広島県知事
H28.5.30	労働条件実態調査	滋賀県知事
H28.5.30	労働条件等実態調査	和歌山県知事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(変更)について掲載したものである。

【調査名】 経済産業省生産動態統計調査

【最終承認年月日】 平成28年5月24日

【実施機関】 経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室

【目的】 経済産業省生産動態統計調査は、鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 連合国軍総司令部の要請を踏まえ、昭和23年1月に生産動態の把握及び経済統制下における物資の需給調整上の資料としての利用を目的に開始された。昭和26年の経済統制の解除により物資の需給調整という副次的利用目的が大幅に後退したのを契機として、昭和28年に経済統計への移行に重点を置いた大幅な改正が行われた。

その後、大きな改正としては、昭和48年のコンピュータ処理に伴う統計の体系整備のための調査品目、調査項目の簡素化、昭和56年の商鉱工業エネルギー消費統計調査（現在の経済産業省特定業種石油等消費統計調査）の開始に伴うエネルギー関連項目の簡素化が挙げられる。

さらに、平成12年1月の調査からは、新世代統計システムの導入による、インターネットを活用したオンラインでの申告が開始されている。また、平成14年には、経済構造と統計ニーズの変化を踏まえ、鉱工業生産の動態をより的確に把握するとともに、報告者負担の軽減を図るため、全調査票にわたる大幅な見直しが行われた。それ以降は、毎年、生産活動に伴う部分的な調査品目の変更、調査項目の簡素化等が行われているが、平成23年については、平成14年と同様の大幅な見直しを実施された。

【調査の構成】 1 - それぞれの品目ごとの月報

【公表】 インターネット及び印刷物（速報：調査月の翌月末、確報：調査月の翌々月中旬、年報：翌年6月）

1 - それぞれの品目ごとの月報

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）1．経済産業省生産動態統計調査規則（昭和28年通商産業省令第10号）別表第1に掲げる鉱産物及び工業品（以下この調査において「生産品目」という。）を生産（加工を含む。）する者であって、生産品目別に掲げる範囲に属する事業所、2．前項に掲げる事業所の生産品目の販売の管理を行っている事業所又は前項に掲げる事業所へ生産品目について生産の委託を行っている事業所であって、生産品目別に掲げる範囲に属する事業所

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）約17,000 （配布）郵送・調査員・オンライン （収集）郵送・調査員・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月末日現在 （系統）1．経済産業省 - 都道府県 - 調査員 - 報告者、2．経

済産業省 - 経済産業局 - 調査員 - 報告者、3 . 経済産業省 - 都道府県 - 報告者、4 . 経済産業省 - 経済産業局 - 報告者、5 . 経済産業省 - 報告者

【周期・期間等】 (周期) 毎月 (提出期限) 経済産業省生産動態統計調査規則別表第1に掲げる調査の種類、提出先及び提出期日に従う。

【調査事項】 1 . 生産、2 . 受入、3 . 消費、4 . 出荷、5 . 在庫、6 . 原材料、7 . 従事者、8 . 生産能力及び設備

【調査名】 国民生活基礎調査

【最終承認年月日】 平成 28 年 5 月 31 日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室

【目的】 保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。

【沿革】 本調査は、「厚生行政基礎調査」(旧統計法(昭和 22 年法律第 18 号)に基づく指定統計第 60 号を作成するための調査)、「国民健康調査」(同第 68 号を作成するための調査)、「保健衛生基礎調査」(旧統計報告調整法(昭和 27 年法律第 148 号)に基づく承認統計調査)及び「国民生活実態調査」(承認統計調査)を統合して、昭和 61 年から開始されたものである。調査は、3 年ごとに実施する大規模調査と、その中間の各年に実施する簡易調査から構成される。その後の主な変更は、以下のとおりである。(1)平成 13 年:「介護票」を創設。「健康票」を密封回収化、(2)平成 19 年:「世帯票」及び「介護票」を自計報告化、(3)平成 22 年:「所得票」を自計報告化、(4)平成 23 年の簡易調査については、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県の全域を除き実施、(5)平成 24 年の簡易調査については、東日本大震災の影響により、福島県の全域を除き実施、(6)平成 25 年:「健康票」を非密封回収化、(7)平成 28 年の大規模調査については、平成 28 年熊本地震による災害の影響により、熊本県の全域を除き実施。

【調査の構成】 1 - 世帯票(大規模調査) 2 - 健康票(大規模調査) 3 - 介護票(大規模調査) 4 - 所得票(大規模調査) 5 - 貯蓄票(大規模調査) 6 - 世帯票(簡易調査) 7 - 所得票(簡易調査)

【公表】 インターネット及び印刷物(調査実施年の翌年 7 月頃)

1 - 世帯票(大規模調査)

【調査対象】 (地域)全国(ただし、平成 28 年の大規模調査については、平成 28 年熊本地震による災害の影響により、熊本県の全域を除く。)(単位)世帯及び個人(属性)世帯及び世帯員(抽出枠)平成 22 年国勢調査調査区

【調査方法】 (選定)無作為抽出(客体数/母集団数)【世帯】約 277,000(ただし、平成 28 年調査については、平成 28 年熊本地震による災害の影響により、約 271,000)/約 51,951,000、【世帯員】約 716,000(ただし、平成 28 年調査については、平成 28 年熊本地震による災害の影響により、約 701,000)/約 128,057,000(配布)調査員(収集)調査員(記入)自計(把握時)調査実施年の 6 月の第 1 又は第 2 木曜日現在(系統)厚生労働省 - 都道府県 - (保健所設置市・特別区) - 保健所 - 指導員 - 調査員 - 報告者

【周期・期間】（周期）1年（3年ごとに大規模調査を実施し、中間年に簡易調査を実施する。）（提出期限）厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の7月中旬

【調査事項】 1. 世帯に係る事項（1）世帯員数等、（2）世帯を離れている方の状況、（3）住居の種類、（4）室数及び床面積、（5）5月中の家計支出総額等、
2. 世帯員に係る事項（1）最多所得者、（2）世帯主との続柄、（3）性、（4）出生年月、（5）配偶者（夫又は妻）の有無、（6）医療保険の加入状況、（7）公的年金・恩給の受給状況、（8）乳幼児（小学校入学前）の保育状況（小学校入学前の者のみ）（9）手助けや見守りの要否等（6歳以上の者のみ）（10）教育（15歳以上の者のみ）（11）公的年金の加入状況（15歳以上の者のみ）（12）別居している子の有無等（15歳以上の者のみ）（13）5月中の仕事の状況（15歳以上の者のみ）（14）1週間の就業日数等（15歳以上の者のみ）（15）就業開始時期（15歳以上の者のみ）（16）仕事の内容（職業分類）（15歳以上の者のみ）（17）勤めか自営かの別等（15歳以上の者のみ）（18）就業希望の有無等（15歳以上の者のみ）

2 - 健康票（大規模調査）

【調査対象】（地域）全国（ただし、平成28年の大規模調査については、平成28年熊本地震による災害の影響により、熊本県の全域を除く。）（単位）世帯及び個人（属性）世帯及び世帯員（抽出枠）平成22年国勢調査調査区

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数/母集団数）【世帯】約277,000（ただし、平成28年調査については、平成28年熊本地震による災害の影響により、約271,000）/約51,951,000、【世帯員】約716,000（ただし、平成28年調査については、平成28年熊本地震による災害の影響により、約701,000）/約128,057,000（配布）調査員（取集）調査員（記入）自計（把握時）調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在（系統）厚生労働省 - 都道府県 - （保健所設置市・特別区） - 保健所 - 指導員 - 調査員 - 報告者

【周期・期間】（周期）3年（提出期限）厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の7月中旬

【調査事項】 1. 性、2. 出生年月、3. 入院・入所の状況、4. 自覚症状の有無、その症状及び治療状況、5. 通院・通所の状況・傷病名、6. 日常生活への影響（6歳以上の者のみ）7. 普段の活動ができなかった日数（6歳以上の者のみ）8. 健康状態（6歳以上の者のみ）9. 悩みストレスの有無・原因・相談状況（12歳以上の者のみ）10. 平均睡眠時間（12歳以上の者のみ）11. 休養充足度（12歳以上の者のみ）12. こころの状態（12歳以上の者のみ）13. 飲酒の状況（20歳以上の者のみ）14. 喫煙の状況（20歳以上の者のみ）

者のみ) 15. 健康のため実行している事柄(20歳以上の者のみ) 16. 健診等の受診状況(20歳以上の者のみ) 17. がん検診の状況(20歳以上の者のみ)

3 - 介護票(大規模調査)

【調査対象】 (地域)全国(ただし、平成28年の大規模調査については、平成28年熊本地震による災害の影響により、熊本県の全域を除く。)(単位)個人(属性)世帯員(抽出枠)世帯票及び健康票の対象地区

【調査方法】 (選定)無作為抽出(客体数/母集団数)約6,000(ただし、平成28年調査については、平成28年熊本地震による災害の影響により、約6,000(約150減)/約716,000(配布)調査員(取集)調査員(記入)自計(把握時)調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在(系統)厚生労働省-都道府県-(保健所設置市・特別区)-保健所-指導員-調査員-報告者

【周期・期間】(周期)3年(提出期限)厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の7月中旬

【調査事項】 1. 調査票の回答者、2. 介護が必要な者の性別と出生年月、3. 要介護度の状況、4. 介護が必要となった原因、5. 主な介護者の介護時間、6. 主な介護者以外の介護者の状況、7. 家族・親族等と訪問介護事業者による主な介護内容、8. 介護サービスの利用状況、9. 介護サービスの費用、10. 介護費用の負担力、11. 介護サービスを受けていない理由、12. 65歳以上の介護保険被保険者(第1号被保険者)における介護保険料所得段階

4 - 所得票(大規模調査)

【調査対象】 (地域)全国(ただし、平成28年の大規模調査については、平成28年熊本地震による災害の影響により、熊本県の全域を除く。)(単位)世帯及び個人(属性)世帯及び世帯員(抽出枠)世帯票及び健康票の対象地区

【調査方法】 (選定)無作為抽出(客体数/母集団数)【世帯】約50,000(ただし、平成28年調査については、平成28年熊本地震による災害の影響により、約49,000)/約277,000、【世帯員】約130,000(ただし、平成28年調査については、平成28年熊本地震による災害の影響により、約127,000)/約716,000(配布)調査員(取集)調査員(記入)自計(把握時)調査実施年の前年の1月1日~12月31日(系統)厚生労働省-都道府県-(市、特別区及び福祉事務所設置町村)-福祉事務所-指導員-調査員-報告者

【周期・期間】(周期)1年(3年ごとに大規模調査を実施し、中間年に簡易調査を实

施する。) (提出期限)厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の8月中旬

【調査事項】 1.性、2.出生年月、3.所得の種類別金額、4.課税等の状況別金額、5.企業年金・個人年金等の掛金、6.生活意識の状況(世帯主又は世帯を代表する者のみ)

5 - 貯蓄票(大規模調査)

【調査対象】 (地域)全国(ただし、平成28年の大規模調査については、平成28年熊本地震による災害の影響により、熊本県の全域を除く。)(単位)世帯及び個人(属性)世帯及び世帯員(抽出枠)世帯票及び健康票の対象地区

【調査方法】 (選定)無作為抽出(客体数/母集団数)【世帯】約50,000(ただし、平成28年調査については、平成28年熊本地震による災害の影響により、約49,000)/約277,000、【世帯員】約130,000(ただし、平成28年調査については、平成28年熊本地震による災害の影響により、約127,000)/約716,000(配布)調査員(収集)調査員(記入)自計(把握時)調査実施年の6月末日現在(系統)厚生労働省-都道府県-(市、特別区及び福祉事務所設置町村)-福祉事務所-指導員-調査員-報告者

【周期・期間】(周期)3年(提出期限)厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の8月中旬

【調査事項】 1.貯蓄現在高、2.貯蓄現在高の増減及び減った場合の金額及び理由、3.借入金残高

6 - 世帯票(簡易調査)

【調査対象】 (地域)全国(単位)世帯及び個人(属性)世帯及び世帯員(抽出枠)平成22年国勢調査調査区

【調査方法】 (選定)無作為抽出(客体数/母集団数)【世帯】約55,000/約51,951,000、【世帯員】約144,000/約128,057,000(配布)調査員(収集)調査員(記入)自計(把握時)調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在(系統)厚生労働省-都道府県-(保健所設置市・特別区)-保健所-指導員-調査員-報告者

【周期・期間】(周期)1年(3年ごとに大規模調査を実施し、中間年に簡易調査を実施する。)(提出期限)厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の7月中旬

【調査事項】 1.世帯に係る事項(1)世帯員数等、(2)5月中の家計支出総額
2.世帯員に係る事項(1)最多所得者、(2)世帯主との続柄、(3)性、(4)出生年月、(5)配偶者(夫又は妻)の有無、(6)医療保険の加

入状況、(7)傷病の状況、(8)公的年金・恩給の受給状況、(9)教育(15歳以上の者のみ)、(10)公的年金の加入状況(15歳以上の者のみ)、(11)5月中の仕事の状況(15歳以上の者のみ)、(12)勤めか自営かの別等(15歳以上の者のみ)

7 - 所得票(簡易調査)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯及び個人 (属性)世帯及び世帯員 (抽出枠)世帯票の対象地区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)【世帯】約13,000/約55,000、【世帯員】約33,000/約144,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査実施年の前年の1月1日~12月31日 (系統)厚生労働省 - 都道府県 - (市・特別区及び福祉事務所設置町村) - 福祉事務所 - 指導員 - 調査員 - 報告者

【周期・期間】 (周期)1年(3年ごとに大規模調査を実施し、中間年に簡易調査を実施する。) (提出期限)厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の8月中旬

【調査事項】 1.性、2.出生年月、3.所得の種類別金額、4.課税等の状況別金額、5.企業年金・個人年金等の掛金、6.生活意識の状況(世帯主又は世帯を代表する者のみ)

【調査名】 工業統計調査

【最終承認年月日】 平成 28 年 5 月 31 日

【実施機関】 経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

【目的】 我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るための工業統計を作成することを目的とする。

【沿革】 本調査の前身は、明治 16 年から行われた農商務統計のうちの「工場統計」(職工 10 人以上を調査)であるが、独立した調査としては、明治 42 年に開始された「工場統計調査」(職工 5 人以上の工場を対象に 5 年周期で実施)が初回となる。その後、大正 9 年に周期を毎年調査に改め、昭和 14 年には、従業者数等による調査の範囲に関する制限を撤廃して全ての工場を対象とする全数調査となり、名称も「工場調査」に変更された。

昭和 22 年には、旧統計法(昭和 22 年法律第 18 号)に基づく指定統計第 10 号を作成するための調査として、製造業を対象とする「工業調査」となり、昭和 26 年以降は、現在用いられている「工業統計調査」に名称で実施されている。

調査対象に関する大きな変更としては、昭和 56 年に、都道府県及び市町村の事務負担の軽減、調査対象の負担の軽減、また国の財政事情の逼迫による予算上の制約などにより、調査簡素化の一環として、特定年次(西暦末尾 1, 2, 4, 6, 7, 9 年)における裾切り調査が導入されたが、平成 22 年からは、経済センサス-活動調査の創設に伴い、従業者 3 人以下の事業所は調査の対象から除外するとともに、昭和 56 年以降実施されてきた西暦末尾 0, 3, 5, 8 年の全数調査は廃止され、経済センサス-活動調査実施対象年以外は裾切り調査とされた。

このほか、近年の大きな変更としては、平成 25 年に、単独の製造事業所は調査員調査、複数の製造事業所を有する企業傘下の事業所は国担当調査(本社一括調査と国直送調査)とする調査方法の変更がなされた。

【調査の構成】 1 - 甲調査票 2 - 乙調査票

【公表】 インターネット / 【工業統計速報】: 調査実施年の翌年(2 月 ~ 3 月頃の予定) 【工業統計表産業別統計表(概要版)】: 調査実施年の翌年(4 月 ~ 5 月頃の予定) 以降、工業統計表産業別統計表、品目別統計表、地域別統計表は、順次公表の予定。

1 - 甲調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 従業者 30 人以上の事業所(製造、加工又は修理を行っていない管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 約 65,000 (配布) 調査員・郵送・オンライン (収集) 調査員・郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年 6 月 1 日現在(経済センサス 活動調査実施年を除く。) (系統) 【単独事業

所】経済産業省 - 都道府県 - 市町村 - 調査員 - 報告者、【本所もしくは支所となる製造事業所を複数有する企業の本所事業所もしくは当該企業の支所となる事業所】経済産業省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間】（周期）1年（経済センサス 活動調査実施年を除く。）（提出期限）
【調査員調査】市町村長の定める日、【郵送・オンライン調査】経済産業大臣が定める日

【調査事項】 1. 事業所の名称及び所在地、2. 本社又は本店の名称及び所在地、3. 他事業所（国内）の有無、4. 経営組織、5. 資本金額又は出資金額（会社に限る）、6. 従業者数、7. 現金給与総額、8.（下記9～13）の消費税の経理処理の状況、9. 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額、10. 有形固定資産、11. 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額、12. 製造品の出荷額、在庫額等、13. 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額、14. 主要原材料名、15. 作業工程、16. 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合、17. 工業用地及び工業用水

2 - 乙調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）従業者4人以上29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

【調査方法】（選定）全数（客体数）約290,000（配布）調査員・郵送・オンライン（収集）調査員・郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年6月1日現在（経済センサス 活動調査実施年を除く。）（系統）【単独事業所】経済産業省 - 都道府県 - 市町村 - 調査員 - 報告者、【本所もしくは支所となる製造事業所を複数有する企業の本所事業所もしくは当該企業の支所となる事業所】経済産業省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間】（周期）1年（経済センサス 活動調査実施年を除く。）（提出期限）
【調査員調査】市町村長の定める日、【郵送・オンライン調査】経済産業大臣が定める日

【調査事項】 1. 事業所の名称及び所在地、2. 本社又は本店の名称及び所在地、3. 他事業所（国内）の有無、4. 経営組織、5. 資本金額又は出資金額（会社に限る）、6. 従業者数、7. 現金給与総額、8.（下記9～11）の消費税の経理処理状況、9. 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計金額、10. 製造品出荷額等、11. 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額、12. 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合、13. 主要原材料名及び簡単な作

業工程

一般統計調査の承認

【調査名】 産業廃棄物等からの水銀回収等に関する調査

【承認年月日】 平成 28 年 5 月 10 日

【実施機関】 環境省総合環境政策局環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室

【目的】 平成 25 年 10 月に我が国で開催された外交会議で採択された「水銀に関する水俣条約」において、水銀の輸出入、製品への使用、環境への排出・放出、廃棄等のライフサイクル全体を管理する包括的な水銀対策が求められているところ、我が国における水銀管理状況及び対策効果等を把握するための基礎資料となる水銀マテリアルフローの「回収」部分を作成するため、産業廃棄物処理業者が実施する水銀回収の実態について調査することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 産業廃棄物等からの水銀回収等に関する調査 調査票

【公表】 インターネット（環境省ホームページ及び e-Stat）等（平成 28 年 11 月）

1 - 産業廃棄物等からの水銀回収等に関する調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業者 （属性）水銀を含む産業廃棄物の処理業の許可を有する事業者（抽出枠）次の 1 及び 2 に掲げる許可のいずれかを有する事業者又は両方を有する事業者を、自治体に照会し把握。1．水銀を含む特別管理産業廃棄物（汚泥、廃酸、廃アルカリ、ばいじん等）の中和、凝集沈殿、無害化、コンクリート混練、水銀回収、破碎、選別、焼却、溶融、ばい焼等の許可 2．水銀使用廃製品（廃蛍光管、廃乾電池、廃水銀体温計等）の中間処理の許可

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）約 300 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 （系統）環境省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間】 （周期）1 回限り （実施期間）平成 28 年 5 月中旬～ 6 月下旬

【調査事項】 1．産業廃棄物としての水銀を含む廃製品の中間処理量及び中間処理方法、2．産業廃棄物としての水銀を含む廃製品からの水銀回収量、3．廃製品以外の水銀を含む産業廃棄物の中間処理量及び中間処理方法、4．廃製品以外の水銀を含む産業廃棄物からの水銀回収量、5．廃棄物以外の水銀を含むものの処理量及び処理方法、6．廃棄物以外の水銀を含むものからの水銀回収量 等

【調査名】 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

【承認年月日】 平成 28 年 5 月 11 日

【実施機関】 文部科学省初等中等教育局児童生徒課

【目的】 児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、本調査を通じて、実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につなげていくことを目的とする。

【沿革】 本調査は、旧統計法（昭和 22 年法律第 18 号）第 8 条に基づく指定統計調査以外の統計調査（届出統計調査）として昭和 41 年から実施されてきたものであるが、平成 18 年 5 月から「国立・私立小学校及び中学校における不登校児童生徒に関する調査」（承認統計調査）及び「公・私立高等学校における中途退学者数等の状況調査」（届出統計調査）を統合し、旧統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）に基づく統計報告の徴集（承認統計調査）として、毎年実施されていたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになった。

【調査の構成】 1 - 調査 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況 2 - 調査 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等 3 - 調査 小学校及び中学校における長期欠席の状況等 4 - 調査 高等学校における長期欠席の状況等 5 - 調査 高等学校における中途退学者数等の状況 6 - 調査 小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況 7 - 調査 出席停止の措置の状況 8 - 調査 教育相談の状況

【公表】 インターネット（文部科学省ホームページ及び e-Stat）、プレス発表資料及び印刷物（速報値：調査実施年の 10 月、確定値：調査実施年の翌年 1 月）

1 - 調査 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況

【調査対象】 （地域）全国 （単位）学校 （属性）国・公・私立の小学校、中学校、高等学校（中学校には中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。） （抽出枠）平成 27 年度実績・学校基本調査

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）36,365 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日 （系統）国立：文部科学省 - 附属学校を設置する国立大学法人 - 附属小学校・中学校・高等学校、公立：文部科学省 - 都道府県教育委員会 - （市区町村教育委員会） - 公立小学校・中学校・高等学校、私立：文部科学省 - 都道府県私立学校主管部課 - 私立小学校・中学校・高等学校、文部科学省 - 特区制度により株式会社等が設置する学校を認定した市町村 - 私立小学校・中学校・高等学校

【周期・期間】 (周期) 1年 (実施期間) 調査実施期間：毎年4月～6月(ただし、平成27年度調査については、4月～7月) 提出期限：毎年6月30日(ただし、平成27年度調査については、7月26日)

【調査事項】 1. 暴力行為の発生学校数等、2. 対教師暴力の状況、3. 生徒間暴力の状況、4. 対人暴力の状況、5. 器物損壊の状況、6. 学年・男女別加害児童生徒数、7. 加害児童生徒に対する学校の措置別人数、8. 加害児童生徒に対する関係機関の措置別人数

2 - 調査 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 学校、地方公共団体 (属性) 国・公・私立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校(中学校には中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。)及び都道府県・市区町村教育委員会 (抽出枠) 平成27年度実績・学校基本調査、全国教育委員会一覧

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 39,335 (配布) オンライン (収集) オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年4月1日～翌年3月31日 (系統) 国立：文部科学省 - 附属学校を設置する国立大学法人 - 附属小学校・中学校・高等学校・特別支援学校、公立：文部科学省 - 都道府県教育委員会 - (市区町村教育委員会) - 公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校、私立：文部科学省 - 都道府県私立学校主管部課 - 私立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校、文部科学省 - 特区制度により株式会社等が設置する学校を認定した市町村 - 私立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校、教育委員会：文部科学省 - 都道府県・市区町村教育委員会

【周期・期間】 (周期) 1年 (実施期間) 調査実施期間：毎年4月～6月(ただし、平成27年度調査については、4月～7月) 提出期限：毎年6月30日(ただし、平成27年度調査については、7月26日)

【調査事項】 1. いじめを認知した学校数・いじめの認知件数、2. 警察に相談・通報した件数、3. いじめの現在の状況、4. いじめの認知件数の学年別、男女別内訳、5. いじめ発見のきっかけ、6. いじめられた児童生徒の相談の状況、7. いじめの態様

8. いじめの対応状況(1)いじめる児童生徒への特別な対応、(2)いじめる児童生徒に対する関係機関の措置別人数、(3)いじめられた児童生徒への特別な対応

9. 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組、10. いじめの日常の実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法について、11. いじめの問題により就学校の指定変更等を行った市町村数及び児童生徒数

12. いじめ防止対策推進法に関して(1)いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について、(2)いじめ防止対策推進法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数、(3)いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置した自治体数、(4)いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針に基づき、条例により、「重大事態」の調査又は再調査を行うための機関を設置した自治体数

3 - 調査 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

【調査対象】 (地域)全国 (単位)学校、地方公共団体 (属性)国・公・私立の小学校、中学校(中学校には中等教育学校前期課程を含む。)及び都道府県・市区町村教育委員会 (抽出枠)平成27年度実績・学校基本調査、全国教育委員会一覧

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)32,993 (配布)オンライン (収集)オンライン (記入)自計 (把握時)毎年4月1日～翌年3月31日 (系統)国立:文部科学省-附属学校を設置する国立大学法人-附属小学校・中学校、公立:文部科学省-都道府県教育委員会-(市区町村教育委員会)-公立小学校・中学校、私立:文部科学省-都道府県私立学校主管部課-私立小学校・中学校、教育委員会:文部科学省-都道府県教育委員会-市区町村教育委員会

【周期・期間】 (周期)1年 (実施期間)調査実施期間:毎年4月～6月(ただし、平成27年度調査については、4月～7月) 提出期限:毎年6月30日(ただし、平成27年度調査については、7月26日)

【調査事項】 1.長期欠席者の状況、2.不登校児童生徒の在籍学校数、3.学年別不登校児童生徒数、4.不登校の要因、5.不登校児童生徒への指導結果状況、6.相談・指導等を受けた学校内外の機関等、7.学校外の機関等で相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数、8.自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数、9.不登校の状態が前年度から継続している児童生徒数、10.教育委員会が設置する「教育支援センター(適応指導教室)」の状況

4 - 調査 高等学校における長期欠席の状況等

【調査対象】 (地域)全国 (単位)学校 (属性)国・公・私立の高等学校(高等学校には中等教育学校後期課程を含む。) (抽出枠)平成27年度実績・学校基本調査

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)5,228 (配布)オンライン (収集)オンラ

イン（記入）自計（把握時）毎年4月1日～翌年3月31日（系統）
国立：文部科学省 - 附属学校を設置する国立大学法人 - 附属高等学校、公立：文部科学省 - 都道府県教育委員会 - （市区町村教育委員会） - 公立高等学校、私立：文部科学省 - 都道府県私立学校主管部課 - 私立高等学校、文部科学省 - 特区制度により株式会社等が設置する学校を認定した市町村 - 私立高等学校

【周期・期間】（周期）1年（実施期間）調査実施期間：毎年4月～6月（ただし、平成27年度調査については、4月～7月）提出期限：毎年6月30日（ただし、平成27年度調査については、7月26日）

【調査事項】 1．長期欠席者の状況、2．不登校生徒の在籍学校数、3．課程・学年別不登校生徒数、4．不登校生徒のうち中途退学・原級留置になった生徒数、5．不登校状態が前年度から継続している生徒数、6．不登校の要因、7．不登校生徒への指導結果状況、8．相談・指導等を受けた学校内外の機関等

5 - 調査 高等学校における中途退学者数等の状況

【調査対象】（地域）全国（単位）学校（属性）国・公・私立の高等学校（高等学校には中等教育学校後期課程を含む。）（抽出枠）平成27年度実績・学校基本調査

【調査方法】（選定）全数（客体数）5,228（配布）オンライン（収集）オンライン（記入）自計（把握時）毎年4月1日～翌年3月31日（系統）
国立：文部科学省 - 附属学校を設置する国立大学法人 - 附属高等学校、公立：文部科学省 - 都道府県教育委員会 - （市区町村教育委員会） - 公立高等学校、私立：文部科学省 - 都道府県私立学校主管部課 - 私立高等学校、文部科学省 - 特区制度により株式会社等が設置する学校を認定した市町村 - 私立高等学校

【周期・期間】（周期）1年（実施期間）調査実施期間：毎年4月～6月（ただし、平成27年度調査については、4月～7月）提出期限：毎年6月30日（ただし、平成27年度調査については、7月26日）

【調査事項】 1．退学者数、2．事由別中途退学者数（国公私別）3．経済的理由の具体的な状況、4．事由別中途退学者数（課程別）5．事由別中途退学者数（学年別）6．課程・学科・学年別中途退学者数、7．懲戒による退学者数、8．原級留置者数、9．以前に高等学校を退学し、再入学した者の数、10．以前に高等学校を退学し、編入学した者の数

6 - 調査 小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況

【調査対象】（地域）全国（単位）学校（属性）国・公・私立の小学校、中学校、

高等学校（中学校には中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。）（抽出枠）平成 27 年度実績・学校基本調査

【調査方法】（選定）全数（客体数）36,365（配布）オンライン（収集）オンライン（記入）自計（把握時）毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日（系統）国立：文部科学省 - 附属学校を設置する国立大学法人 - 附属小学校・中学校・高等学校、公立：文部科学省 - 都道府県教育委員会 -（市区町村教育委員会） - 公立小学校・中学校・高等学校、私立：文部科学省 - 都道府県私立学校主管部課 - 私立小学校・中学校・高等学校、文部科学省 - 特区制度により株式会社等が設置する学校を認定した市町村 - 私立小学校・中学校・高等学校

【周期・期間】（周期）1 年（実施期間）調査実施期間：毎年 4 月～6 月（ただし、平成 27 年度調査については、4 月～7 月）提出期限：毎年 6 月 30 日（ただし、平成 27 年度調査については、7 月 26 日）

【調査事項】 1．自殺に係る調査を実施した件数、2．自殺に係る調査を実施した件数の学年別、男女別内訳、3．自殺した児童生徒が置かれていた状況

7 - 調査 出席停止の措置の状況

【調査対象】（地域）全国（単位）地方公共団体（属性）都道府県・市区町村教育委員会（抽出枠）全国教育委員会一覧

【調査方法】（選定）全数（客体数）1,856（配布）オンライン（収集）オンライン（記入）自計（把握時）毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日（系統）文部科学省 - 都道府県 - 市区町村教育委員会

【周期・期間】（周期）1 年（実施期間）調査実施期間：毎年 4 月～6 月（ただし、平成 27 年度調査については、4 月～7 月）提出期限：毎年 6 月 30 日（ただし、平成 27 年度調査については、7 月 26 日）

【調査事項】 1．出席停止の件数、2．出席停止の学年・男女別件数等、3．出席停止の期間別件数、4．出席停止の理由別件数

8 - 調査 教育相談の状況

【調査対象】（地域）全国（単位）地方公共団体（属性）都道府県・市区町村教育委員会（抽出枠）全国教育委員会一覧

【調査方法】（選定）全数（客体数）1,856（配布）オンライン（収集）オンライン（記入）自計（把握時）毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日（系統）文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市区町村教育委員会

【周期・期間】（周期）1 年（実施期間）調査実施期間：毎年 4 月～6 月（ただし、平成 27 年度調査については、4 月～7 月）提出期限：毎年 6 月 30 日（た

だし、平成 27 年度調査については、7 月 26 日)

- 【調査事項】 1 .各都道府県及び指定都市の教育委員会が所管する教育相談を行っている機関等の状況、2 .都道府県・指定都市における相談形態別教育相談件数、3 .都道府県・指定都市における小学生・中学生及び高校生に関する教育相談件数、4 .市町村における教育相談機関及び教育相談員数、5 .市町村における相談形態別教育相談件数

【調査名】 大学・短期大学・高等専門学校におけるインターンシップ実施状況等調査

【承認年月日】 平成 28 年 5 月 11 日

【実施機関】 文部科学省高等教育局専門教育課

【目的】 大学等におけるインターンシップの実施に関する各種データを収集し、インターンシップのより一層の推進・普及に関する施策の企画・立案等を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 大学・短期大学・高等専門学校におけるインターンシップ実施状況等調査 調査票

【公表】 インターネット(文部科学省ホームページ及び e-Stat)(調査実施年の翌年 1 月まで)

1 - 大学・短期大学・高等専門学校におけるインターンシップ実施状況等調査 調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)学校 (属性)大学・大学院、短期大学及び高等専門学校 (抽出枠)大学・大学院、短期大学及び高等専門学校

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,182 (配布)オンライン (収集)オンライン (記入)自計 (把握時)調査実施年前年の 4 月 1 日～調査実施年の 3 月 31 日まで (系統)文部科学省 - 報告者

【周期・期間】 (周期)2 年 (実施期間)調査実施年の 8 月中旬～ 9 月末

【調査事項】 1. 基本データ(単位数、資格取得、必修選択等) 2. 学年等別参加学生数、3. 実習月、4. 実習期間、5. 実習地域、6. 海外インターンシップの実習国名、7. 報酬の有無等

【調査名】 介護事業実態調査

【承認年月日】 平成 28 年 5 月 23 日

【実施機関】 厚生労働省老健局老人保健課

【目的】 介護報酬改定のための基礎資料を収集する一環として行うものであり、介護保険制度における各種介護サービスを提供する施設及び事業所の収支状況等を把握し、おおむね 3 年ごとに実施される介護報酬の改定に向け、介護報酬改定の骨格案を検討するための基礎資料を収集することを目的とする。なお、平成 28 年度調査に限り、平成 29 年 4 月の消費税率引上げに伴う対応方策や介護報酬改定の要否及びその内容の検討に必要となる情報を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 介護事業経営概況調査（特別調査） 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票 2 - 介護事業経営概況調査（特別調査） 介護老人保健施設票 3 - 介護事業経営概況調査（特別調査） 介護療養型医療施設票 4 - 介護事業経営概況調査（特別調査） 居宅サービス・地域密着型サービス事業所票（予防含む）（福祉関係） 5 - 介護事業経営概況調査（特別調査） 居宅サービス・地域密着型サービス事業所票（予防含む）（医療関係）

【公表】 インターネット（厚生労働省ホームページ及び e-Stat）（概況：平成 28 年 12 月、詳細：平成 29 年 4 月）

1 - 介護事業経営概況調査（特別調査）介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）施設及び事業所 （属性）介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設 （抽出枠）介護サービス施設・事業所調査の名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数 / 母集団数）2,641 / 9,382 （配布）郵送（収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成 28 年 4 月末時点（項目によっては、26、27 年度の実績等）（系統）厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間】 （周期）3 年（ただし、特別調査としての実施は平成 28 年度調査に限る。）（実施期間）平成 28 年 5 月 30 日～6 月 30 日

【調査事項】 1 . サービス提供の状況、2 . 居室・設備等の状況、3 . 職員配置、4 . 職員給与、5 . 収入の状況、6 . 支出の状況、7 . 消費税課税対象支出の状況 等

2 - 介護事業経営概況調査（特別調査）介護老人保健施設票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）施設及び事業所 （属性）介護老人保健施設 （抽

出枠)介護サービス施設・事業所調査の名簿

【調査方法】(選定)無作為抽出(客体数/母集団数)980/4,176(配布)郵送(収集)郵送・オンライン(記入)自計(把握時)平成28年4月末時点(項目によっては、26、27年度の実績等)(系統)厚生労働省・民間事業者・報告者

【周期・期間】(周期)3年(ただし、特別調査としての実施は平成28年度調査に限る。)(実施期間)平成28年5月30日～6月30日

【調査事項】1.サービス提供の状況、2.居室・設備等の状況、3.職員配置、4.職員給与、5.収入の状況、6.支出の状況、7.消費税課税対象支出の状況等

3 - 介護事業経営概況調査(特別調査)介護療養型医療施設票

【調査対象】(地域)全国(単位)施設及び事業所(属性)介護療養型医療施設(抽出枠)介護サービス施設・事業所調査の名簿

【調査方法】(選定)無作為抽出(客体数/母集団数)724/1,378(配布)郵送(収集)郵送・オンライン(記入)自計(把握時)平成28年4月末時点(項目によっては、26、27年度の実績等)(系統)厚生労働省・民間事業者・報告者

【周期・期間】(周期)3年(ただし、特別調査としての実施は平成28年度調査に限る。)(実施期間)平成28年5月30日～6月30日

【調査事項】1.サービス提供の状況、2.居室・設備等の状況、3.職員配置、4.職員給与、5.収入の状況、6.支出の状況、7.消費税課税対象支出の状況等

4 - 介護事業経営概況調査(特別調査)居宅サービス・地域密着型サービス事業所票(福祉関係)

【調査対象】(地域)全国(単位)施設及び事業所(属性)訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション事業所、通所介護事業所、療養通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所(抽出枠)介護サービス施設・事業所調査の名簿

【調査方法】(選定)無作為抽出(客体数/母集団数)12,262/181,347(福祉関係)

と医療関係の合算値) (配布)郵送 (収集)郵送・オンライン (記入)
自計 (把握時)平成 28 年 4 月末時点(項目によっては、26、27 年度の実
績等) (系統)厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間】 (周期)3 年(ただし、特別調査としての実施は平成 28 年度調査に限
る。) (実施期間)平成 28 年 5 月 30 日～6 月 30 日

【調査事項】 1. サービス提供の状況、2. 居室・設備等の状況、3. 職員配置、4.
職員給与、5. 収入の状況、6. 支出の状況、7. 消費税課税対象支出の状
況 等

5 - 介護事業経営概況調査(特別調査)居宅サービス・地域密着型サービス事業所票(医
療関係)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)施設及び事業所 (属性)訪問介護事業所、訪問
入浴介護事業所、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション事業所、
通所介護事業所、療養通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短
期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護
事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所、定期巡回・随時対応型
訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、認知症対応型通所介護事
業所、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事
業所 (抽出枠)介護サービス施設・事業所調査の名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)12,262/181,347(福祉関係
と医療関係の合算値) (配布)郵送 (収集)郵送・オンライン (記入)
自計 (把握時)平成 28 年 4 月末時点(項目によっては、26、27 年度の実
績等) (系統)厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間】 (周期)3 年(ただし、特別調査としての実施は平成 28 年度調査に限
る) (実施期間)平成 28 年 5 月 30 日～6 月 30 日

【調査事項】 1. サービス提供の状況、2. 居室・設備等の状況、3. 職員配置、4.
職員給与、5. 収入の状況、6. 支出の状況、7. 消費税課税対象支出の状
況 等

届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 県内企業海外展開状況調査

【受理年月日】 平成 28 年 5 月 6 日

【実施機関】 鳥取県商工労働部通商物流課

【目的】 幅広い産業分野の県内企業に対し、海外展開の現状、課題、今後の意向等に関する調査を行い、県内貿易支援機関が連携し、有効な海外展開支援を実施していくための基礎情報資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 県内企業海外展開状況調査票

1 - 県内企業海外展開状況調査票

【調査対象】 (地域) 鳥取県全域 (単位) 事業所 (属性) 日本貿易機構ジェットロ鳥取が行った鳥取県内企業貿易実態調査に回答した事業所及び帝国データバンクの企業概要データベースに登録された鳥取県内の事業所 (抽出枠) 日本貿易機構ジェットロ鳥取が行った鳥取県内企業貿易実態調査に回答した全ての事業所 (約 550 事業所)、帝国データバンクの企業概要データベースに登録された鳥取県内の事業所を無作為抽出 (約 150 事業所)

【調査方法】 (選定) 全数・無作為抽出 (客体数 / 母集団数) 700 / 8,250 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成 27 年 1 月 ~ 12 月 (系統) 鳥取県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間】 (周期) 1 年 (実施期間) 毎年 5 月 16 日 ~ 6 月 30 日

【調査事項】 1. 輸出の実績及び今後の計画、2. 輸入の実績及び今後の計画、3. 海外進出・展開の実績及び今後の計画、4. 自治体・公的機関から受けている支援、現在の取組における課題、希望する支援策、5. TPP の影響及び期待する分野

【調査名】 環境に関する県民等意識調査

【受理年月日】 平成 28 年 5 月 9 日

【実施機関】 岡山県環境文化部環境企画課

【目的】 新岡山県環境基本計画の見直しにあたり、環境保全の各分野に対する県民や事業者の意識や行動の実態を把握し、県民等の環境保全に対する意識やニーズの変化を同計画に反映させるための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 環境に関するアンケート調査票（県民版） 2 - 環境に関するアンケート調査票（事業所版）

1 - 環境に関するアンケート調査票（県民版）

【調査対象】 （地域）岡山県全域 （単位）個人 （属性）20 歳以上の男女 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数 / 母集団数）2,500 / 1,555,351 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成 28 年 5 月現在 （系統）岡山県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間】 （周期）1 回限り （実施期間）平成 28 年 5 月 1 日～ 5 月 31 日

【調査事項】 1 . ご自身のことについて、2 . 現在の環境に対する実感について、3 . 環境に配慮した日常生活の行動について、4 . 環境問題に対する考え方について、5 . 関心のある環境問題について、6 . 活動すべき主体について、7 . 環境と企業活動について、8 . 環境学習や環境保全活動への参加について、9 . 環境情報について、10 . 行政に期待することについて、11 . 岡山県の取組状況について、12 . 岡山県の将来像について、13 . 環境に関する言葉の認知度

2 - 環境に関するアンケート調査票（事業所版）

【調査対象】 （地域）岡山県全域 （単位）事業所 （属性）常用雇用者数が 30 以上の事業所 （抽出枠）経済センサス平成 26 年次フレーム（確報）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数 / 母集団数）500 / 4,312 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成 28 年 5 月現在 （系統）岡山県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間】 （周期）1 回限り （実施期間）平成 28 年 5 月 1 日～ 5 月 31 日

【調査事項】 1 . 貴事業所について、2 . 貴事業所の環境保全への取組等について

【調査名】 県民健康意識行動調査

【受理年月日】 平成 28 年 5 月 9 日

【実施機関】 大分県福祉保健部健康づくり支援課

【目的】 県民の生活習慣等の健康に関する意識・行動の現状を把握し、市町村ごとの健康状態の地域差やその要因を明らかにすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 生活習慣実態調査票 2 - 栄養摂取状況調査票

1 - 生活習慣実態調査票

【調査対象】 (地域)大分県全域 (単位)個人 (属性)大分県内に居住している 20 歳以上の男女(ただし、外国籍の者及び平成 28 年度国民生活基礎調査対象者を除く。) (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)約 20,000 / 約 1,000,000 (配布)郵送 (収集)郵送・調査員 (記入)自計 (把握時)平成 28 年 6 月上旬～7月中旬のうち1日 (系統)調査票の配布:大分県-民間事業者-報告者(約1万5千人) 大分県-報告者(約5千人) 調査票の回収:報告者-大分県(約1万5千人) 報告者-調査員-大分県(約5千人)

【周期・期間】 (周期)5年 (実施期間)平成 28 年 6 月上旬～7月中旬

【調査事項】 1.性別、年齢、身長、体重、現住所、疾病状況、健康状態、2.運動習慣、朝食摂取状況、がん検診受診状況、平均睡眠時間、喫煙の有無、歯の保有数等

2 - 栄養摂取状況調査票

【調査対象】 (地域)大分県全域 (単位)個人 (属性)大分県内に居住している 20 歳以上の男女(ただし、外国籍の者及び平成 28 年度国民生活基礎調査対象者を除く。) (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)約 5,000 / 約 1,000,000 (配布)郵送 (収集)郵送・調査員 (記入)自計 (把握時)平成 28 年 6 月上旬～7月中旬のうち1日及びその日から過去1か月 (系統)調査票の配布:大分県-報告者、調査票の回収:報告者-(調査員)-大分県

【周期・期間】 (周期)5年 (実施期間)平成 28 年 6 月上旬～7月中旬

【調査事項】 1.性別、生年月日、身長、体重、妊娠授乳の有無、2.過去1か月の乳類、肉類、野菜、果物、菓子類、麺類、飲み物等の食物摂取頻度、平均的な一日のご飯と味噌汁の摂取量等

【調査名】 全国企業短期経済観測調査における予備調査

【受理年月日】 平成 28 年 5 月 18 日

【実施機関】 日本銀行調査統計局経済統計課

【目的】 全国企業短期経済観測調査において新設する予定の調査事項について、その適否を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 「全国企業短期経済観測調査」(短期)調査表

1 - 「全国企業短期経済観測調査」(短期)調査表

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)【金融機関以外】資本金 2 千万円以上の法人企業(金融機関を除く)等、【金融機関】銀行、信用金庫、系統金融機関等、金融商品取引業、保険会社、貸金業等 (抽出枠)【金融機関以外】平成 24 年経済センサス-活動調査事業所名簿、【金融機関】金融庁公表の免許・登録業者リスト等を基に作成した名簿

【調査方法】(選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)【金融機関以外】11,100 / 212,300、【金融機関】200 / 700 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)基準となる期日:調査表記入時点、期間:平成 27 年度実績及び 28 年度実績・見込み (系統)日本銀行 - 報告者

【周期・期間】(周期)1 回限り (実施期間)平成 28 年 11 月中旬から 1 か月程度

【調査事項】 年度計画(研究開発投資額)

【調査名】 学校保健体育に関する児童生徒の意識調査～高校生の意識～

【受理年月日】 平成 28 年 5 月 19 日

【実施機関】 神奈川県立体育センター事業部指導研究課

【目的】 学校保健体育に関する生徒の意識の現状を把握するとともに、これからの高等学校保健体育に関する指導の方向性を探るための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 学校保健体育に関する児童生徒の意識調査（高等学校用） 調査票

1 - 学校保健体育に関する児童生徒の意識調査（高等学校用） 調査票

【調査対象】 （地域）神奈川県全域 （単位）個人 （属性）県立高等学校（中等教育学校後期課程を含む）の生徒

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数 / 母集団数）1,143 / 124,591 （配布）逡送（収集）逡送 （記入）自計 （把握時）平成 28 年 6 月 20 日～ 7 月 20 日（調査票記入時点） （系統）神奈川県 - 県立高等学校 - 報告者

【周期・期間】 （周期）不定期（10 年等 学習指導要領改訂に伴い実施）（実施期間）平成 28 年 6 月 20 日～ 7 月 20 日

【調査事項】 1 . 属性、2 . 体育と保健の授業について、3 . 昼休みの活動について（夜間の定時制を除く）、4 . 体育祭や球技大会などの体育的行事について、5 . 放課後や休日の活動について、6 . 運動・スポーツ全般について

【調査名】 神奈川県産業廃棄物実態調査

【受理年月日】 平成 28 年 5 月 19 日

【実施機関】 神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

【目的】 前年度における神奈川県内で排出された産業廃棄物の排出、処分及び再生利用等の状況や県外で排出され処分を目的として本県へ搬入された廃棄物の受入等の状況を調査することにより、本県の産業廃棄物行政の施策の検討に資することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 神奈川県産業廃棄物実態調査票

1 - 神奈川県産業廃棄物実態調査票

【調査対象】 (地域)神奈川県全域 (単位)事業者 (属性)産業廃棄物処分業の許可を取得している事業者

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)約 390 (配布)郵送・その他((ホームページからの調査票のダウンロード及び電子メール) (取集)郵送・その他((ホームページからの調査票のダウンロード及び電子メール) (記入)自計 (把握時)調査実施年の4月1日～3月31日 (系統)神奈川県 - 報告者

【周期・期間】 (周期)神奈川県産業廃棄物総合実態調査を実施しない年度に実施 (実施期間)調査実施年の7月1日～7月29日

【調査事項】 1.事業所の概要、2.産業廃棄物処理の有無、3.受託した廃棄物の量 (1)廃棄物の名称、(2)廃棄物の分類番号(受託時)、(3)廃棄物の発生所場所(現場)、(4)年間受託量、4.廃棄物の処分状況 (1)廃棄物の名称、(2)廃棄物の分類番号、(3)年間受託量、(4)方法記号、(5)廃棄物の分類番号(処理後)、(6)中間処理後量、5.自社処分・自社再生利用、委託処理 (1)処理・処分の方法、(2)処理・処分先又は再生利用先の名称、(3)処理・処分先又は再生利用先の所在地、(4)所在地番号、(5)県外委託、6.資源化用途、7.最終処分場所(委託中間処理後)

【調査名】 宮城県内企業の BCP 策定への取組に関する実態調査

【受理年月日】 平成 28 年 5 月 23 日

【実施機関】 宮城県経済商工観光部中小企業支援室

【目的】 宮城県内事業所における、「みやぎ企業 BCP 策定ガイドライン」の普及程度と、BCP（緊急時企業存続計画）策定状況等の実態を把握し、今後の支援のあり方について検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 平成 28 年 宮城県内企業の BCP 策定への取組に関する実態調査 調査票

1 - 平成 28 年 宮城県内企業の BCP 策定への取組に関する実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）宮城県全域 （単位）事業所 （属性）事業所母集団データベースより抽出した事業所（従業員 30 人以上） （抽出枠）事業所母集団データベース

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数 / 母集団数）2,000 / 6,000 （配布）郵送（収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成 28 年 6 月 1 日現在 （系統）宮城県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間】 （周期）3 年 （実施期間）平成 28 年 6 月 20 日～7 月 15 日

【調査事項】 1．企業概要、2．想定している災害リスク、3．BCP（緊急時企業存続計画又は事業継続計画）策定状況

【調査名】 中小企業におけるサイバーセキュリティ対策実態調査

【受理年月日】 平成 28 年 5 月 27 日

【実施機関】 東京都産業労働局商工部調整課

【目的】 サイバー攻撃による情報の流出、インターネットバンキングの不正送金など、様々なサイバー空間の脅威が深刻化するなか、大企業と比べると中小企業におけるサイバーセキュリティ対策は十分なものとはなっていないことが想定される。このため、本調査では、都内中小企業における情報管理及びサイバーセキュリティ対策の実態を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 中小企業におけるサイバーセキュリティ対策実態調査 アンケート票

1 - 中小企業におけるサイバーセキュリティ対策実態調査 アンケート票

【調査対象】 (地域)東京都全域 (単位)企業 (属性)中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に定める中小企業 (抽出枠)事業所母集団データベース

【調査方法】 (選定)無作為抽出、有意抽出 (客体数)1,500 (配布)郵送・調査員 (取集)郵送・調査員 (記入)自計・他計併用 (把握時)調査票記入日時点 (系統)東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間】 (周期)1 回限り (実施期間)平成 28 年年 7 月 15 日～ 8 月 19 日

【調査事項】 【郵送調査】1.企業概要、2.セキュリティ対策状況、3.セキュリティ脅威の被害等、【調査員調査】1.調査の回答について、2.その理由の詳細、サイバーセキュリティに関して行政機関へ期待すること等

【調査名】 都民の安全安心に関する意識調査

【受理年月日】 平成 28 年 5 月 31 日

【実施機関】 東京都 青少年・治安対策本部 総合対策部 青少年課

【目的】 社会全体で都民の規範意識の向上に資する取組を強化し、モラルやルール・マナーが守られる社会づくりを進めていくために、都内の青少年の規範意識の変化を継続的に把握することで、「規範意識の向上に資する取組」の事業効果を検証し、進むべき方向の修正に役立てることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 都民の安全安心に関する意識調査 調査票

1 - 都民の安全安心に関する意識調査 調査票

【調査対象】 (地域)東京都内7地域(新宿区、江東区、目黒区、足立区、武蔵野市、八王子市、青梅市) (単位)個人 (属性)東京都内の小学校の5年生、中学校(中等教育学校前期課程を除く。)2年生及び高校2年生の児童及び生徒 (抽出枠)都内7地域の中から、監修者(大学教授)と協議の上、学校や教育委員会から協力の得られた学校を選定

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)約 7500 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)回答日現在(平成 28 年 6 月下旬～7月上旬) (系統)東京都 - 民間事業者 - 学校(小学校、中学校、高等学校) - 報告者

【周期・期間】 (周期)1回限り (実施期間)平成 28 年 6 月下旬～7月上旬

【調査事項】 1. 挨拶・言葉づかい、2. 我慢・克己心・自己管理、3. 敬う心・思いやり、4. ルール・マナー(問題行動・逸脱行動) 5. 1～4の事項に係る意識・経験。

(2) 変更

【調査名】 埼玉県サービス業県外売上額調査

【受理年月日】 平成 28 年 5 月 6 日

【実施機関】 埼玉県総務部統計課

【目 的】 埼玉県内のサービス業の県外売上額等を把握し、埼玉県が作成する、平成 27 年埼玉県産業連関表の作成のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 平成 27 年埼玉県サービス業県外売上額調査票

1 - 平成 27 年埼玉県サービス業県外売上額調査票

【調査対象】 (地域) 埼玉県全域 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類の大分類「情報通信業」「不動産業、物品賃貸業」「学研究、専門・技術サービス業」「サービス業」のうち、49 分類の事業所 (抽出枠) 平成 26 年経済センサス - 基礎調査

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数 / 母集団数) 1,438 / 19,309 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 平成 27 年 1 月 ~ 12 月 (系統) 埼玉県 - 報告者

【周期・期間】 (周期) 5 年 (ただし、今回は産業連関表が平成 27 年を対象として作成されることから、前回実施 (平成 24 年度) から 4 年が経過) (実施期間) 平成 28 年 9 月 1 日 ~ 10 月 31 日

【調査事項】 1 . 年間売上額、2 . 県内年間売上額、3 . さいたま市内年間売上額、4 . 県外年間売上額、5 . 海外年間売上額

【調査名】 職種別民間給与実態調査付帯調査

【受理年月日】 平成 28 年 5 月 6 日

【実施機関】 山口県人事委員会事務局給与班

【目的】 職種別民間給与実態調査（人事院所管の一般統計調査）で把握しない事項について把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 平成 28 年 職種別民間給与実態調査 付帯調査票

1 - 平成 28 年 職種別民間給与実態調査 付帯調査票

【調査対象】 （地域）山口県全域 （単位）事業所 （属性）職種別民間給与実態調査の対象事業所（企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所）（抽出枠）人事院において管理名簿を作成したものから抽出。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数 / 母集団数）157 / 546 （配布）職員（収集）職員（記入）他計（把握時）平成 28 年 4 月分の最終給与締切日現在（系統）山口県人事委員会事務局 - 報告者

【周期・期間】 （周期）不定期（実施期間）平成 28 年 5 月 1 日～ 6 月 17 日

【調査事項】 1 . マイカー通勤者に対する手当の支給状況について、2 . 住宅手当について、3 . 高齢層職員（50 歳代後半層）の人事・給与について

【調査名】 給与、勤務条件等に関する調査

【受理年月日】 平成 28 年 5 月 6 日

【実施機関】 広島市人事委員会事務局調査課

【目的】 地方公務員法の規定の趣旨に基づき、地方公務員の給与を民間の従業員の給与等と比較検討するため、職種別民間給与実態調査(人事院実施の一般統計調査)で調査事項とされていない事項について把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 給与、勤務条件等に関する調査(平成 28 年度)調査票

【備考】 本調査は、広島県との共管調査であり、広島県からの届出は、平成 28 年 4 月 18 日に受理されている。

1 - 給与、勤務条件等に関する調査(平成 28 年度)調査票

【調査対象】 (地域)広島県全域 (単位)事業所 (属性)4 月分の最終給与締切日現在において、企業規模が従業員 50 人以上かつ事業所規模が従業員 50 人以上の民間事業所であって、以下の日本標準産業分類の大分類に属するもの「農業、林業」,「漁業」,「鉱業,採石業,砂利採取業」,「建設業」,「製造業」,「電気・ガス・熱供給・水道業」,「情報通信業」,「運輸業,郵便業」,「卸売業,小売業」,「金融業,保険業」,「不動産業,物品賃貸業」,「学術研究,専門・技術サービス業」,「宿泊業,飲食サービス業」,「生活関連サービス業,娯楽業」,「教育,学習支援業」,「医療,福祉」,「複合サービス事業」,「サービス業」(中分類の「宗教」及び「外国公務」に分類される者を除く。)(抽出枠)職種別民間給与実態調査(人事院の一般統計調査)の母集団名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)241(広島市 82、広島市以外 159)/1,219 (配布)職員 (収集)職員 (記入)他計 (把握時)調査実施年の 4 月分の最終給与締切日現在 (系統)(広島市以外)広島県人事委員会 - 報告者、(広島市)広島市人事委員会 - 報告者

【周期・期間】 (周期)1 年 (実施期間)毎年 5 月 1 日～ 6 月 17 日

【調査事項】 1.住宅手当の支給状況、2.通勤手当の支給状況

【調査名】 県民歯科保健実態調査

【受理年月日】 平成 28 年 5 月 12 日

【実施機関】 神奈川県保健福祉局保健医療部健康増進課

【目的】 神奈川県における歯科保健の実態を把握し、歯科保健対策の推進に必要な基礎資料を得るとともに、神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画等各種県計画の評価としての活用を図り、県民の健康増進の推進に役立てることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 県民歯科保健実態調査 調査票（3 歳児） 2 - 県民歯科保健実態調査 調査票（園児） 3 - 県民歯科保健実態調査 調査票（小学 4 年生） 4 - 県民歯科保健実態調査 調査票（中学 1 年生・高校 1 年生） 5 - 県民歯科保健実態調査 調査票（成人）

1 - 県民歯科保健実態調査 調査票（3 歳児）

【調査対象】 （地域）神奈川県全域 （単位）個人 （属性）神奈川県内在住の 3 歳男女で、市町村が実施する平成 28 年 7 月 1 日～10 月 31 日の間の 1 か月間の 3 歳児歯科健康診査対象児 （抽出枠）住民基本台帳名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数 / 母集団数）6,000 / 76,000 （配布）職員（収集）職員 （記入）自計 （把握時）平成 28 年 7 月 1 日～10 月 31 日のうち 1 日 （系統）神奈川県 - 市町村 - 報告者

【周期・期間】 （周期）5 年 （実施期間）平成 28 年 7 月 1 日～10 月 31 日

【調査事項】 1．属性（性別、出生順位、住所地域） 2．歯科保健行動（食生活、フッ化物配合歯磨剤使用状況、歯みがきの状況、口腔内観察状況、歯科受診等） 3．う蝕罹患状況（う蝕罹患状況、う蝕本数等）

2 - 県民歯科保健実態調査 調査票（園児）

【調査対象】 （地域）神奈川県全域 （単位）個人 （属性）統計法に基づく文部科学省実施の平成 28 年度学校保健統計調査抽出幼稚園、幼保連携型認定こども園に在籍する 5 歳児 （抽出枠）平成 28 年度学校保健統計調査対象

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数 / 母集団数）5,000 / 75,000 （配布）職員（収集）職員 （記入）自計 （把握時）平成 28 年 6 月 15 日～7 月 20 日のうち 1 日 （系統）神奈川県 - 市町村 - 学校 - 報告者

【周期・期間】 （周期）5 年 （実施期間）平成 28 年 6 月 15 日～7 月 20 日

【調査事項】 1．属性（性別、出生順位、住所地域） 2．歯科保健行動（食生活、フッ化物配合歯磨剤使用状況、歯みがきの状況、口腔内観察状況、歯科受診等） 3．う蝕罹患状況（う蝕罹患状況、う蝕本数等）

3 - 県民歯科保健実態調査 調査票（小学4年生）

【調査対象】（地域）神奈川県全域（単位）個人（属性）統計法に基づく文部科学省実施の平成28年度学校保健統計調査抽出公立学校に在籍する小学4年生（抽出枠）平成28年度学校保健統計調査対象

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数/母集団数）5,700/77,000（配布）職員（収集）職員（記入）自計（把握時）平成28年6月15日～7月20日のうち1日（系統）神奈川県 - 市町村 - 学校 - 報告者

【周期・期間】（周期）5年（実施期間）平成28年6月15日～7月20日

【調査事項】1.属性（性別、出生順位、住所地域）2.歯科保健行動（食生活、フッ化物配合歯磨剤使用状況、歯みがきの状況、口腔内観察状況、歯科受診等）3.う蝕罹患状況（う蝕罹患状況、う蝕本数等）

4 - 県民歯科保健実態調査 調査票（中学1年生・高校1年生）

【調査対象】（地域）神奈川県全域（単位）個人（属性）統計法に基づく文部科学省実施の平成28年度学校保健統計調査抽出公立学校に在籍する中学1年生及び高校1年生（抽出枠）平成28年度学校保健統計調査対象

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数/母集団数）16,000/163,000（配布）職員（収集）職員（記入）自計（把握時）平成28年6月15日～7月20日のうち1日（系統）神奈川県 - 市町村 - 学校 - 報告者

【周期・期間】（周期）5年（実施期間）平成28年6月15日～7月20日

【調査事項】1.属性（性別、出生順位、住所地域）2.歯科保健行動（食生活、フッ化物配合歯磨剤使用状況、歯みがきの状況、口腔内観察状況、歯科受診等）3.う蝕罹患状況（う蝕罹患状況、う蝕本数等）

5 - 県民歯科保健実態調査 調査票（成人）

【調査対象】（地域）神奈川県全域（単位）個人（属性）神奈川県内在住かつ調査日現在において20歳以上の者で、神奈川県歯科医師会会員の診療所に来院した初診患者（再初診患者を含む）（抽出枠）調査日に神奈川県歯科医師会会員の診療所に来院した初診患者（再初診患者を含む）

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数/母集団数）5,000/7,500,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）併用（把握時）平成28年6月15日～10月31日のうち1日（系統）神奈川県 - 民間事業者 - 歯科医師会会員診療所 - 報告者

【周期・期間】（周期）5年（実施期間）平成28年6月15日～10月31日

【調査事項】1.属性（性別、年齢、住所地域）2.口腔内状況（現在歯数、う蝕、歯周疾患の状況等（歯科医師による診察））3.歯科保健行動（フッ化物配

合歯磨剤使用状況、歯みがきの状況、歯科受診状況等)、4.生活習慣(運動、喫煙等)、5.歯科保健に関する知識(歯周疾患と全身との関係、歯科関連用語の認知度等)

【調査名】 静岡市健康に関する意識・生活アンケート調査

【受理年月日】 平成 28 年 5 月 17 日

【実施機関】 静岡市保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課

【目的】 市民の健康意識や生活実態等を把握し、静岡市健康爛漫計画（第 2 次）の中間評価及び中間見直しのための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 1～3 歳調査票 2 - 4～12 歳調査票 3 - 12～19 歳調査票 4 - 20～64 歳調査票 5 - 65～84 歳調査票

1 - 1～3 歳調査票

【調査対象】（地域）静岡市全域（単位）個人（属性）静岡市内に居住する 1～3 歳の者とその保護者（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数/母集団数）約 800/約 16,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成 28 年 6 月 1 日現在（系統）調査票の配布：静岡市 - 民間事業者 - 報告者、調査票の回収：報告者 - 静岡市

【周期・期間】（周期）5 年（実施期間）平成 28 年 6 月 22 日～7 月 12 日

【調査事項】 1. 子供の基本情報について、2. 食生活について、3. 食生活・歯について、4. 妊娠・出産について、5. 育児・健康について

2 - 4～12 歳調査票

【調査対象】（地域）静岡市全域（単位）個人（属性）静岡市内に居住する 4～12 歳（平成 28 年度に小学生である者）の者とその保護者（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数/母集団数）約 1,200/約 52,400（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成 28 年 6 月 1 日現在（系統）調査票の配布：静岡市 - 民間事業者 - 報告者、調査票の回収：報告者 - 静岡市

【周期・期間】（周期）5 年（実施期間）平成 28 年 6 月 22 日～7 月 12 日

【調査事項】 1. 子供の基本情報について、2. 食生活・歯について、3. 日常生活・健康状態について、4. 保護者の状況について

3 - 12～19 歳調査票

【調査対象】（地域）静岡市全域（単位）個人（属性）静岡市内に居住する 12（平成 28 年度に中学生である者）～19 歳の者（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数/母集団数）約 1,300/約 45,100（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成 28 年 6 月 1 日現在（系

統) 調査票の配布：静岡市 - 民間事業者 - 報告者、調査票の回収：報告者 - 静岡市

【周期・期間】 (周期) 5年 (実施期間) 平成 28 年 6 月 22 日 ~ 7 月 12 日

【調査事項】 1 . 報告者の基本情報について、2 . 食生活について、3 . 運動について、
4 . 身体・心の健康について

4 - 20 ~ 64 歳調査票

【調査対象】 (地域) 静岡市全域 (単位) 個人 (属性) 静岡市内に居住する 20 ~ 64 歳の者 (抽出枠) 住民基本台帳

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数 / 母集団数) 約 2,800 / 約 388,700 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成 28 年 6 月 1 日現在 (系統) 調査票の配布：静岡市 - 民間事業者 - 報告者、調査票の回収：報告者 - 静岡市

【周期・期間】 (周期) 5年 (実施期間) 平成 28 年 6 月 22 日 ~ 7 月 12 日

【調査事項】 1 . 報告者の基本情報について、2 . 食生活について、3 . 運動について、
4 . 身体・心の健康について、5 . 日常生活・健康意識について、6 . 就労等について

5 - 65 ~ 84 歳調査票

【調査対象】 (地域) 静岡市全域 (単位) 個人 (属性) 静岡市内に居住する 65 ~ 84 歳の者 (抽出枠) 住民基本台帳

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数 / 母集団数) 約 1,200 / 約 173,000 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成 28 年 6 月 1 日現在 (系統) 調査票の配布：静岡市 - 民間事業者 - 報告者、調査票の回収：報告者 - 静岡市

【周期・期間】 (周期) 5年 (実施期間) 平成 28 年 6 月 22 日 ~ 7 月 12 日

【調査事項】 1 . 報告者の基本情報について、2 . 食生活について、3 . 運動・心の健康について、4 . 日常生活・健康意識について

【調査名】 京都府民の意識調査

【受理年月日】 平成 28 年 5 月 23 日

【実施機関】 京都府政策企画部計画推進課

【目的】 既存の統計資料では測定できない府民の生活実感に係る実態を調査し、その結果を分析することにより、京都府社会が、府政運営の指針である「明日の京都」がめざす「だれもがしあわせを実感できる社会」へと向かっているかどうかや、府政運営の方向性が府民意識とかけ離れていないかどうかなどを点検するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 京都府民の意識調査 調査票

1 - 京都府民の意識調査 調査票

【調査対象】 (地域) 京都府全域 (単位) 個人 (属性) 京都府内在住の満 20 歳以上の府民 (抽出枠) 住民基本台帳

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数 / 母集団数) 4,900 / 2,640,000 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査票記入日現在 (系統) 京都府 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間】 (周期) 1 年 (実施期間) 毎年 6 月上旬 ~ 6 月下旬

【調査事項】 1 . 子育て・子育て、教育に関する事項、2 . 就労、医療・福祉、介護等に関する事項、3 . 防犯・防災、食の安心・安全等に関する事項、4 . 家族や友人、近隣や地域との絆に関する事項、5 . 環境、文化に関する事項

【調査名】 群馬県観光客数・消費額調査

【受理年月日】 平成 28 年 5 月 25 日

【実施機関】 群馬県産業経済部観光局観光物産課

【目的】 群馬県を来訪する観光客の人数、増減の傾向、消費傾向等を把握し、社会情勢や他都道府県の状況と照合することで、観光行政の的確な実施に役立てることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 【A 調査】観光地点に於ける入込客数（延べ）消費額調査 調査票
2 - 【B 調査】観光客の行動・消費特性把握のためのアンケート調査 調査票

1 - 【A 調査】観光地点に於ける入込客数（延べ）消費額調査 調査票

【調査対象】 （地域）群馬県全域 （単位） （属性）前年の観光入込客数が年間 1 万人以上、若しくは前年の特定月の観光入込客数が 5 千人以上である観光地点の管理者や行祭事・イベントの運営者等 （抽出枠）群馬県で作成した観光地点名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）500 （配布）電話・FAX 等 （収集）電話・FAX 等 （記入）自計 （把握時）四半期ごとの実績 （系統）群馬県 - 県内市町村 - 報告者（各観光地点管理者）

【周期・期間】 （周期）四半期 （実施期間）調査対象四半期最終月の翌々月の 20 日前後

【調査事項】 群馬県内の観光地点ごとの観光客数及び消費額

2 - 【B 調査】観光客の行動・消費特性把握のためのアンケート調査 調査票

【調査対象】 （地域）群馬県全域 （単位）個人 （属性）群馬県内の 10 調査地点を調査日（四半期ごとに 1 日）に来訪する観光客 （抽出枠）群馬県で作成した観光地点名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数 / 母集団数）300 / 約 6,000 万人 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）他計 （把握時）四半期ごとに 1 調査地点あたり特定の 1 日（休日） （系統）群馬県 - 民間事業者 - 報告者（アンケート回答者）

【周期・期間】 （周期）四半期 （実施期間）四半期ごとに 1 日（土曜もしくは日曜）

【調査事項】 1 . 観光客の行動特性、2 . 消費特性（訪問地点数、利用交通期間、消費額等）

【調査名】 広島県職場環境実態調査

【受理年月日】 平成 28 年 5 月 25 日

【実施機関】 広島県商工労働局雇用労働政策課

【目的】 広島県内の企業における職場環境の整備状況等の実態を調査して明らかにし、効果的な行政施策を行うための基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 事業主調査票 2 - 男性従業員調査票 3 - 女性従業員調査票 4 - パートタイム従業員調査票

1 - 事業主調査票

【調査対象】 (地域) 広島県全域 (単位) 事業所 (属性) 常用労働者数 10 人以上の民営の本所 (単独事業所を含む。) 事業所 (農林漁業及び鉱業を除く産業に属する。) (抽出枠) 事業所母集団データベース (平成 26 年次フレーム) 対象企業等名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数 / 母集団数) 2,500 / 13,249 (配布) 郵送 (収集) 郵送・オンライン・FAX (記入) 自計 (把握時) 毎年 6 月 1 日 (系統) 広島県 報告者

【周期・期間】 (周期) 1 年 (実施期間) 毎年 6 月 1 日 ~ 6 月 19 日

【調査事項】 1. 企業等及び事業所の基本情報、2. 女性の役員・管理職、3. 仕事と育児の両立、4. 仕事と介護の両立、5. 年次有給休暇、6. 働き方改革の取組、7. セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラスメント、8. 障害者、9. 高齢者、10. 若年者、11. 大学生等のインターンシップ、12. 非正規社員の処遇改善等、13. 求人方法、14. 行政への要望

2 - 男性従業員調査票

【調査対象】 (地域) 広島県全域 (単位) 個人 (属性) 事業主調査票の対象事業所に勤務する男性正社員 (抽出枠) 事業主調査票の対象事業所における男性正社員 1 名

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数 / 母集団数) 2,500 / 不明 (配布) 郵送 (収集) 郵送・オンライン・FAX (記入) 自計 (把握時) 毎年 6 月 1 日 (系統) 広島県 報告者

【周期・期間】 (周期) 3 年 (実施期間) 調査実施年の 6 月 1 日 ~ 6 月 19 日

【調査事項】 1. 働いている事業所と自分自身について、2. 就業意識について、3. キャリアアップ、4. 女性の能力発揮、5. 管理職への登用、6. 仕事と育児の両立、7. 仕事と介護の両立、8. 仕事と家庭の両立、9. セクシュアルハラスメント、10. パワーハラスメント、11. 行政への要望

3 - 女性従業員調査票

【調査対象】 (地域) 広島県全域 (単位) 個人 (属性) 事業主調査票の対象事業所に勤務する女性正社員 (抽出枠) 事業主調査票の対象事業所における女性正社員 1 名

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数 / 母集団数) 2,500 / 不明 (配布) 郵送 (収集) 郵送・オンライン・FAX (記入) 自計 (把握時) 毎年 6 月 1 日 (系統) 広島県 報告者

【周期・期間】 (周期) 3 年 (実施期間) 調査実施年の 6 月 1 日 ~ 6 月 19 日

【調査事項】 1. 働いている事業所と自分自身について、2. 就業意識について、3. キャリアアップ、4. 女性の能力発揮、5. 管理職への登用、6. 仕事と育児の両立、7. 仕事と介護の両立、8. 仕事と家庭の両立、9. セクシュアルハラスメント、10. パワーハラスメント、11. 行政への要望

4 - パートタイム従業員調査票

【調査対象】 (地域) 広島県全域 (単位) 個人 (属性) 事業主調査票の対象事業所に勤務するパートタイム従業員 (抽出枠) 事業主調査票の対象事業所におけるパートタイム従業員 1 名

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数 / 母集団数) 2500 / 不明 (配布) 郵送 (収集) 郵送・オンライン・FAX (記入) 自計 (把握時) 毎年 6 月 1 日 (系統) 広島県 報告者

【周期・期間】 (周期) 3 年 (実施期間) 調査実施年の 6 月 1 日 ~ 6 月 19 日

【調査事項】 1. 働いている事業所と自分自身について、2. 就業状況・就業意識について、3. キャリアアップ、4. 女性の能力発揮、5. 仕事と育児の両立、6. 仕事と介護の両立、7. 仕事と家庭の両立、8. セクシュアルハラスメント、9. パワーハラスメント、10. 行政への要望

【調査名】 歯科疾患実態調査

【受理年月日】 平成 28 年 5 月 30 日

【実施機関】 新潟県福祉保健部健康対策課

【目的】 新潟県における小児の歯科疾患の実態及び学校等における歯科保健対策の取組状況を把握し、歯科保健対策を実施するための基礎資料を得る。

【調査の構成】 1 - 歯科保健実態調査票 2 - 歯科疾患状況調査票 3 - 歯科疾患状況・歯科保健実態調査票 4 - 受診状況調査票

1 - 歯科保健実態調査票

【調査対象】 (地域)新潟県全域 (単位)学校 (属性)新潟県内全ての保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校 (抽出枠)保育所等現況一覧、保育園入園のてびき、教育調査資料学校要覧及び新潟県私立学校名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,700 (配布)郵送・オンライン・FAX (収集)郵送・オンライン・FAX (記入)自計 (把握時)随時(調査実施年の状況) (系統)新潟県 - 保健所 - 報告者

【周期・期間】 (周期)1年 (実施期間)毎年7月上旬～8月上旬

【調査事項】 1.フッ化物(フッ素)洗口の状況、2.学校・園におけるむし歯予防(フッ化物洗口以外)、3.学校・園における歯科保健教育、4.保護者に対する歯科保健教育、5.健診及び事後対策

2 - 歯科疾患状況調査票

【調査対象】 (地域)新潟県全域 (単位)学校 (属性)新潟県内全ての保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校 (抽出枠)保育所等現況一覧、保育園入園のてびき、教育調査資料学校要覧及び新潟県私立学校名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,700 (配布)郵送・オンライン・FAX (収集)郵送・オンライン・FAX (記入)自計 (把握時)定期歯科健康診断実施日(概ね6月頃に行われる) (系統)新潟県 - 保健所 - 報告者

【周期・期間】 (周期)1年 (実施期間)毎年7月上旬～8月上旬

【調査事項】 1.定期歯科健康診断の実施状況、2.定期歯科健康診断の結果

3 - 歯科疾患状況・歯科保健実態調査票

【調査対象】 (地域)新潟県全域 (単位)学校 (属性)新潟県内全ての高等学校等 (抽出枠)教育調査資料学校要覧及び新潟県私立学校名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)200 (配布)郵送・オンライン・FAX (収集)

郵送・オンライン・FAX（記入）自計（把握時）定期歯科健康診断実施
日及び随時（系統）新潟県 - 保健所 - 報告者

【周期・期間】（周期）1年（実施期間）毎年7月上旬～11月上旬

【調査事項】 1．定期歯科健康診断の実施状況、2．定期歯科健康診断の結果、3．歯
科保健の状況

4 - 受診状況調査票

【調査対象】（地域）新潟県全域（単位）学校（属性）新潟県内全ての小学校、中
学校等（抽出枠）教育調査資料学校要覧及び新潟県私立学校名簿

【調査方法】（選定）全数（客体数）830（配布）郵送・オンライン・FAX（収集）
郵送・オンライン・FAX（記入）自計（把握時）10月末日（系統）新
潟県 - 保健所 - 報告者

【周期・期間】（周期）1年（提出期限）11月上旬

【調査事項】 歯科疾患の受診勧奨に対する歯科医院受診状況

【調査名】 労働条件実態調査

【受理年月日】 平成 28 年 5 月 30 日

【実施機関】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

【目的】 滋賀県内の民営事業所に雇用されている労働者の労働条件の実態を明らかにし、労務管理改善等の基礎資料とするほか、労働関係諸機関の参考資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 労働条件実態調査票

1 - 労働条件実態調査票

【調査対象】 (地域) 滋賀県全域 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類における「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」(ただし運輸業のみ)、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」の産業に属する、常用雇用者数 10 人以上の民営事業所 (抽出枠) 事業所母集団データベース

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数 / 母集団数) 1,000 / 10,000 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 6 月 30 日 (一部調査事項については、(1) 年休を付与する区切りとしている期間(年休年度)で調査実施年度の 6 月 30 日までに終了したもの、(2) 調査実施前年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの期間) (系統) 滋賀県 - 報告者

【周期・期間】 (周期) 1 年(ただし、「労働環境等実態調査 - 事業所調査」を実施する年には、実施しない) (実施期間) 毎年 7 月 1 日 ~ 7 月 29 日

【調査事項】 1. 基本事項 (1) 事業所の事業内容(産業分類) (2) 事業所の正規社員数(事務職、事務職以外の内訳数)、非正規社員・職員数、派遣労働者数及び管理職者数(男女別)

2. 労働組合 (1) 労働組合の有無、(2) 非正規職員の参加の有無、

3. 休日・休暇制度 (1) 週休制の形態、(2) 年間休日総数、(3) 年次有給休暇平均付与日数・平均取得日数、(4) 年次有給休暇の半日単位、時間単位での取得、(5) 年次有給休暇以外の有給休暇制度

4. 労働時間 (1) 労働時間短縮のための取組み、(2) 年次有給休暇取得促進のための取組み、(3) 導入している変形労働時間制、(4) 労使の話し合いの機会

5. 育児・介護休業制度 (1) 本人又は配偶者が出産した者の有無及び育児休業制度の利用実績、(2) 育児休業制度の整備状況、(3) 育児に関する短時間勤務制度等の有無、(4) 育児に関する短時間勤務制度等の措置

の最長取得期間、(5) 子の看護休暇制度の有無、(6) 子の看護休暇制度の利用可能日数、(7) 介護休業制度の有無、(8) 介護休業制度の利用状況、(9) 介護に関する短時間勤務制度等の有無、(10) 妊娠・出産、育児・介護による退職者の再雇用制度

6 . 女性が活躍するための取組み (ポジティブ・アクション) (1) 女性従業員の配置方針、(2) 女性が活躍するための取組みの実施状況及び今後実施したいかどうか、(3) 女性が活躍するための取組みの効果、(4) 女性が活躍するための取組みを特にしていない理由、(5) 女性の管理職登用の状況、(6) 女性の管理職登用が進まない理由

7 . 多様な働き方 (1) 雇用形態の転換制度、(2) 多様な正規社員制度導入の有無、(3) 多様な正規社員制度導入の理由、(4) テレワークの導入の有無、(5) テレワーク導入の理由

8 . ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) 経営 (1) ワーク・ライフ・バランスに関する取組みの実施状況及び今後実施したいかどうか、(2) ワーク・ライフ・バランスに関する取組みの効果、(3) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定状況、(4) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくりのための県からのアドバイスの必要性 (5) 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録の認知度

9 . メンタルヘルスケア (心の健康対策) (1) メンタルヘルスケアの実施の有無、(2) メンタルヘルスケアの実施方法

【調査名】 労働条件等実態調査

【受理年月日】 平成 28 年 5 月 30 日

【実施機関】 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課

【目的】 和歌山県内の事業所に雇用される労働者の労働条件、各種制度等の実態を明らかにし、それらの改善と、労使関係の安定に資するための基礎資料を作成することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 労働条件等実態調査票

1 - 労働条件等実態調査票

【調査対象】 (地域)和歌山県全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」に属する事業所のうち、常用雇用者が 10 人以上の事業所 (抽出枠)平成 26 年経済センサス 活動調査の事業所名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)2,000/6,400 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年 7 月 31 日現在 (系統)和歌山県 - 報告者

【周期・期間】 (周期)1 年 (実施期間)毎年 7 月 26 日～ 8 月 31 日

【調査事項】 1 . 事業所の現況 (1) 事業所名、所在地、産業分類等、(2) 事業所の労働者数 2 . 賃金、労働時間 (1) 賃金体系、(2) 休暇制度、(3) 多様な就労形態、(4) 週休制、(5) 年次有給休暇及びその付与方法、(7) 時間外労働の割増賃金率について、(8) 労使間での労働条件の話し合いについて

3 . 定年制 (1) 定年制の有無、形態、(2) 定年後の制度

4 . 育児・介護休業制度等 (1) 育児休業制度の規定の有無、内容、(2) 育児休業制度の男女別利用者数、(3) 育児休業の利用期間別人数、(4) 育児休業を取得する際の雇用管理、(5) 介護休業制度の規定の有無、内容、(6) 介護休業制度の男女別利用者数、(7) 育児・介護のための支援措置、(8) 短時間勤務制度がある場合の年代別利用者数、(9) 託児施設の運営がある場合の年間利用者数、(10) 育児休業・介護休業の導入及び運用における問題点、(11) 子の看護休暇制度の規定の有無、内容、(12) 子の看護休暇制度の利用者数、(13) 介護休暇制度の規定の有無、内容

5 . パートタイム労働者 (1) 正社員、パートタイム労働者に適用され

る制度、(2) パートタイム労働者の労働契約、(3) パートタイム労働者に対する労働条件の明示、(4) パートタイム労働者から正社員への登用

6 . 公益通報者保護法 (1) 公益通報についての規定、相談窓口の有無、(3) 通報、相談の有無

7 . 人事・労務管理(1) 管理職及びそのうちの女性の管理職の人数、(2) 女性の出産後の就労状況、(3) 結婚・出産による離職状況、(4) 介護・看護による離職状況、(5) 職場におけるハラスメントに対する取組、(6) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和) に関する取組、(7) メンタルヘルスケアに関する取組、(8) 新規採用職員の職場定着に関する取組、(9) 人事・労務管理についての関心事